

装置型式指定規則

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項及び第七項、第七十五条の三第一項並びに第七十六条の規定に基づき、並びに同法第七十五条の二の規定を実施するため、装置型式指定規則を次のように定める。

（この省令の適用）

第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）第七十五条の三第一項の規定による装置の型式についての指定（以下「指定」という。）の手続その他指定に関する実施細目は、この省令の定めるとところによる。

（特定装置の種類）

第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。

一 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用出力装置

一の二 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置（圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮水素燃料自動車」という。）のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

一の三 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置及び自動車駆動用電力消費装置並びに同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置（排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物又は一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を減少させる装置をいう。以下同じ。）（外部電源により供給される電気を動力源とし、及びガソリン以外の燃料を燃料とする自動車（圧縮水素燃料自動車を除く。）のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

一の四 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置及び自動車駆動用電力消費装置並びに同項第十二号の発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置（外部電源により供給される電気を動力源とし、及びガソリンを燃料とする自動車のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

三の二 法第四十一条第一項第一号の走行装置のうち空気入ゴムタイヤ（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車に備えるものとして設計されたものに限る。）

三の三 法第四十一条第一項第二号の走行装置のうち応急用予備走行装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

三の四 法第四十一条第一項第二号の走行装置のうちタイヤ空気圧監視装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、乗車定員が十人未満の自動車であつて車両総重量が三・五トンを超えるもの及び車両総重量が三・五トン以下の被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び車両総重量が三・五トン以下の被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

三の五 法第四十一条第一項第三号の操縦装置のうち操作装置（二輪自動車に備えるものに限る。）

三の六 法第四十一条第一項第三号の操縦装置のうち操作装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

三の七 法第四十一条第一項第三号の操縦装置のうちかじ取装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に備えるものに限る。）

三の八 法第四十一条第一項第三号の操縦装置のうちかじ取装置のフルラップ前面衝突時（自動車の前面が衝突等による衝撃を受けたときをいう。以下同じ。）の乗員保護装置（電力により動作する原動機を有しない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

三の九 法第四十一条第一項第三号の操縦装置のうちかじ取装置のフルラップ前面衝突時の感電防止装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

四 法第四十一条第一項第三号の操縦装置のうち施錠装置（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に備えるものに限る。）

四の二 法第四十一条第一項第三号の操縦装置のうち施錠装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

四の三 法第四十一条第一項第三号の操縦装置のうち原動機その他運行に必要な装置の機能を電子的方法により停止させる装置（以下「イモビライザ」という。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量二トン以下のものに備えるものに限る。）

四の四 法第四十一条第一項第四号の制動装置（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）（専ら乗用の用に供するものに限る。）

五 法第四十一条第一項第四号の制動装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のものに備えるものに限る。）

五の二 法第四十一条第一項第四号の制動装置（貨物の運送の用に供する自動車及び被牽引自動車を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、圧縮天然ガス（メタンガスを主成分とする高压ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。）、液化天然ガス（メタンガスを主成分とする液化ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「液化天然ガス燃料自動車」という。）及び圧縮水素燃料自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

五の三 法第四十一条第一項第四号の制動装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

五の四 法第四十一条第一項第四号の制動装置のうち衝突被害軽減制動制御装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるもの及び被牽引自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車により牽引されるものを除く。）に備えるものに限る。）

五の五 法第四十一条第一項第四号の制動装置のうち衝突被害軽減制動制御装置（液体の圧力により作動する自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超える八トン以下のものに備えるものに限る。）に備えるものに限る。）

五の六 法第四十一条第一項第四号の制動装置のうち横滑り防止装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上かつ車両総重量八トンを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量八トンを超えるものに備えるものに限る。）

五の七 法第四十一条第一項第四号の制動装置のうちブレーキアシストシステム（緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置をいう。以下同じ。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

五の八 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうち燃料タンク（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、圧縮天然ガス（メタンガスを主成分とする高压ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。）、液化天然ガス（メタンガスを主成分とする液化ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「液化天然ガス燃料自動車」という。）及び圧縮水素燃料自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

五の九 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうち衝突時の車両火災防止装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

五の十 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうちガス容器及びガス容器附属品（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付一輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の十一 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうちガス容器、ガス容器附属品及び燃料制御保護装置（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の十二 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうちガス容器及び燃料制御保護装置（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の十三 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうちガス容器及び燃料制御保護装置（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の十四 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうちガス容器及び燃料制御保護装置（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の十五 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうちガス容器附属品（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の十六 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうちガス容器附属品及び燃料制御保護装置（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の十七 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうちガス容器附属品（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の十八 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうちガス容器附属品（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の十一 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうちガス容器及びガス容器附属品（圧縮水素燃料自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の十二 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうちガス容器附属品（圧縮水素燃料自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の十三 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうちガス容器取付装置（圧縮水素燃料自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の十四 法第四十一条第一項第六号の電気装置のうち電波障害防止装置（大型特殊自動車に備えるものを除く。）

五の十五 法第四十一条第一項第六号の電気装置のうちサイバーセキュリティシステム（自動車のサイバーセキュリティを確保するための装置をいう。）

五の十六 法第四十一条第一項第六号の電気装置のうちプログラム等改変システム（自動車の電気装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変するための装置をいう。）

五の十七 法第四十一条第一項第六号の電気装置のうち原動機用蓄電池（電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の十八 法第四十一条第一項第六号の電気装置のうち感電防止装置（電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の十九 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうちフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置、同号の電気装置のうちフルラップ前面衝突時の感電防止装置並びに同項第七号の車体及び車体のうちフルラップ前面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有しない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の二十 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうちフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置並びに同項第七号の車体及び車体のうちフルラップ前面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有しない自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の二十一 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうちオフセット前面衝突時（自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じたときをいう。以下同じ。）の燃料漏れ防止装置並びに同号の電気装置のうちオフセット前面衝突時の感電防止装置並びに同項第七号の車体及び車体のうちオフセット前面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有しない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の二十二 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうちオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置並びに同項第七号の車体及び車体のうちオフセット前面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有しない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の二十三 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうち自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置、同号の電気装置のうち自動車との側面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有しない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

六 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうち自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置並びに同項第七号の車体及び車体のうち自動車との側面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有しない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

六の二 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうち自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置並びに同項第七号の車体及び車体のうち自動車との側面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有しない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

六の三 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうち自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置並びに同項第七号の車体及び車体のうち自動車との側面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有しない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

六の四 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうちボールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置並びに同項第七号の車体及び車体のうちボールとの側面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有しない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

六の五 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうち後面衝突時の燃料漏れ防止装置（電力により作動する原動機を有しない自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満かつ車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに限る。）に備えるものに限る。）

六の六 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうち後面衝突時の燃料漏れ防止装置（電力により作動する原動機を有しない自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十八人以上のものに備えるものに限る。）

六の七 法第四十一条第一項第七号の車体及び車体のうち車両転覆時の乗員保護装置（専ら乗用の用に供する自動車（立席を有する自動車、二階建ての自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満かつ車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに限る。）に備えるものに限る。）

六の八 法第四十一条第一項第七号の車体及び車体のうち歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

六の九 法第四十一条第一項第七号の車体及び車体のうち外装のアンテナ（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のものに備えるものに限る。）

六の十 法第四十一条第一項第七号の車体及び車体のうち突入防止装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び牽引自動車以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び車体のうち突入防止装置のアンテナ（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のものに備えるものに限る。））に備えるものに限る。）

六の十一 法第四十一条第一項第七号の車体及び車体のうち突入防止装置及び突入防止装置取付装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び牽引自動車以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び車体のうち突入防止装置のアンテナ（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものに備えるものに限る。））に備えるものに限る。）

六の十二 法第四十一条第一項第七号の車体及び車体のうち前部潜り込み防止装置及び前部潜り込み防止装置取付装置（貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものに備えるものに限る。）

六の十三 法第四十一条第一項第七号の車体及び車体のうち内装（告示で定めるものであつて、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のものに備えるものに限る。）

- 十一の五 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち運転者席（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）
- 十一の六 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち運転者席（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものに備えるものに限る。）
- 十二 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち運転者席（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）
- 十二 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち運転者席（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）
- 十三 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち座席及び頭部後傾抑止装置
- 十四 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち頭部後傾抑止装置
- 十四の二 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち年少者用補助乗車装置取付具
- 十五 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち年少者用補助乗車装置（次号に掲げるものを除く。）
- 十五の二 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち年少者用補助乗車装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のものに備えるもののうち座席ペルトに組み込まれたものに限る。）
- 十三の二 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち座席ペルト取付装置
- 十三の三 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち座席ペルト
- 十四 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち頭部後傾抑止装置
- 十四の二 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち年少者用補助乗車装置取付具
- 十五 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち年少者用補助乗車装置（次号に掲げるものを除く。）
- 十五の二 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち年少者用補助乗車装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のものに備えるもののうち座席ペルトに組み込まれたものに限る。）
- 十六 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち乗降口の扉の開放防止装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のもの並びに貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）
- 十六の二 法第四十一条第一項第十号の窓ガラス
- 十七 法第四十一条第一項第十一号の騒音防止装置（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に備えるものを除く。）
- 十七の二 法第四十一条第一項第十一号の騒音防止装置（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に備えるものに限る。）
- 十八 法第四十一条第一項第十二号の発散防止装置のうち酸化炭素等発散防止装置
- 十八の二 法第四十一条第一項第十二号の発散防止装置のうちディフィートストラテジー防止装置（路上走行時に発散防止装置の機能が低下することを防止する装置をいう。）（軽油を燃料とする自動車（自動車の種別及び用途に応じ、自動車の重量及び乗車定員に関し告示で定める要件を満たすものに限る。）に備えるものに限る。）
- 十九 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち前照灯（配光可変型前照灯を除く。）
- 二十 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち前照灯洗浄器
- 二十一 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置
- 二十二 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち前部霧灯
- 二十二の二 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち側方照射灯
- 二十三 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち車幅灯
- 二十四 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち尾灯
- 二十五 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち制動灯

- 二十六 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち補助制動灯
- 二十七 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち前部上側端灯
- 二十八 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち後部上側端灯
- 二十九 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち番号灯
- 二十八の二 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち昼間走行灯
- 三十 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち駐車灯
- 三十一 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち側方反射器
- 三十二 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち後部反射灯
- 三十二の二 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち低速走行時側方照射灯
- 三十三 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち再帰反射器
- 三十四 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち側方反射器
- 三十五 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち後部反射器
- 三十六 法第四十一条第一項第十三号の反射器のうち大型後部反射器
- 三十六の二 法第四十一条第一項第十三号の反射器のうち再帰反射器
- 三十七 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち側方反射器
- 三十八 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち警音器
- 三十九 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち警音器
- 四十 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち停止表示器材
- 四十の二 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち自動車の盗難が発生しようとしている、又は発生している旨を音又は音及び灯光等により車外へ警報することにより自動車の盗難を防止する装置（以下「盜難発生警報装置」という。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）
- 四十の三 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち車線逸脱警報装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）
- 四十の四 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち車両接近通報装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）
- 四十の五 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち事故自動緊急通報装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満かつ車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものに備えるものに限る。）
- 四十の六 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち側方衝突警報装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものに備えるものに限る。）
- 四十の七 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち車両後退通報装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上かつ車両総重量三・五トンを超えるものに備えるものに限る。）
- 四十の八 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち車両後退通報装置

		第四条の二 前条第一項及び第二項の規定にかかるわらず、指定を受けた者は、当該指定特定装置の型式と重要な部分のみが異なる型式について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し、それらの写しを提出することをもつて、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る特定装置の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面（同項第九号に掲げる書面を除く。）の添付に代えることができる。
2		機構は、指定を受けた者に対し、前項の規定による申請に係る指定に関し必要があると認めるときは、当該申請に係る特定装置の提示を求めることができる。
	第四条の三 法第七十五条の三第三項に規定する判定の基準は、次のとおりとする。	
一	第一条第一項の規定により機構に提示された特定装置又は前条第一項の申請に係る特定装置が、保安基準（申請に係る特定装置が対象となる部分に限る。）に適合すること。	
二	第四条第一項の規定により機構に提示された特定装置又は前条第一項の申請に係る特定装置と同じ構造及び性能を有する特定装置が均一に製作されるよう品質管理が行われること。	
三	法第六十三条の三第一項に規定する改善措置の届出に関する重大な不正行為を行った自動車製作者等が行つた指定の申請のうち、当該改善措置に係る自動車の部品と同種のものが使用されている特定装置に係るものにあつては、当該改善措置及び当該改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていること。	
	（指定を受けたものとみなす特定装置）	
第五条	法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。	
	第一 条第二条第一号の自動車駆動用出力装置	規則番号
一	第一条第一号の自動車駆動用出力装置	第八十五号
二	第二条第一号の二の自動車駆動用燃料消費装置	第一百五十四号第一改訂版（レベルAに係る部分を除く。）
三	第二条第一号の三の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	第一百五十四号第三改訂版
四	第二条第一号の四の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	
五	第二条第一号の五の自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	
六	第二条第一号の六の自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	
七	第二条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置	
二	第一条第一号の空気入ゴムタイヤ	
二の二	第二条第一号の空気入ゴムタイヤ	

三	第一条第三号の空気入ゴムタイヤ	第五十四条
三の二	第二条第三号の二の空気入ゴムタイヤ	第一百四十二号改訂版
三の三	第二条第三号の三の応急用予備走行装置	第六十四号第三改訂版
三の四	第二条第三号の四のタイヤ空気圧監視装置	第一百四十一号改訂版
三の五	第二条第三号の五の操作装置	第六十号
三の六	第二条第三号の六の操作装置	第一百二十号改訂版
三の七	第二条第三号の七のかじ取装置	第七十九号第四改訂版
三の八	第二条第三号の八のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	第十二号第五改訂版
三の九	第二条第三号の九のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	第一百六十二号改訂版
四	第二条第四号の施錠装置	第六十二号改訂版
四の二	第二条第四号の二の施錠装置	第七十八号第六改訂版
四の三	第二条第四号の三のイモビライザ	第一百六十六号改訂版
四の四	第二条第四号の四の制動装置	第一百六十二号
五	第二条第五号の制動装置	第十三号改訂版
五の二	第二条第五号の二の制動装置	第十三号第十三改訂版
五の三	第二条第五号の三の制動装置	第十三号第十三改訂版
五の四	第二条第五号の四の衝突被害軽減制動装置	第一百五十二号第二改訂版
五の五	第二条第五号の五の衝突被害軽減制動装置	第一百三十一号第二改訂版
五の六	第二条第五号の六の横滑り防止装置	第一百五十二号第二改訂版
五の七	第二条第五号の七のブレーキアシストシステム	第一百三十一号第二改訂版
五の八	第二条第五号の八の燃料タンク	第一百四十号
五の九	第二条第五号の九の燃料タンク及び燃料タンク取付装置	第一百三十九号
五の九の二	第二条第五号の九の二の衝突時の車両火災防止装置	第一百三十九号
五の十	第二条第五号の十のガス容器	第三十四号第四改訂版
五の十の二	第二条第五号の十の二のガス容器及びガス容器附属品	第一百十号第六改訂版
五の十の三	第二条第五号の十の三のガス容器、ガス容器附属品及び燃料制御保護装置	第一百十号第六改訂版
五の十の四	第二条第五号の十の四のガス容器及び燃料制御保護装置	第一百十号第六改訂版
五の十の五	第二条第五号の十の五のガス容器附属品	五百三十九号
五の十の六	第二条第五号の十の六のガス容器附属品及び燃料制御保護装置	五百三十九号
五の十一	第二条第五号の十一のガス容器及びガス容器附属品	五百三十九号
五の十二	第二条第五号の十二のガス容器附属品	五百三十九号

第七十五号	第三十号第二改訂版	第一百四十六号第一改訂版
-------	-----------	--------------

五の十三	第二条第五号の十三のガス容器取付装置	第十号第六改訂版
五の十四	第二条第五号の十四の電波障害防止装置	第百五十五号
五の十五	第二条第五号の十五のサイバーセキュリティシステム	五百五十六号
五の十六	第二条第五号の十六のプログラム等改変システム	第二百三十六号改訂版
五の十七	第二条第五号の十七の原動機用蓄電池	第二百三十七号第三改訂版
五の十八	第二条第五号の十八の感電防止装置	第二百三十七号第三改訂版
五の十九	第二条第五号の十九のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	第二百三十七号第三改訂版
五の二十	第二条第五号の二十のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	第二百三十七号第三改訂版
五の二十一	第二条第五号の二十一のオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	第二百三十七号第三改訂版
五の二十二	第二条第五号の二十二のオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	第二百三十七号第三改訂版
六	第二条第六号の自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	第九十五号第六改訂版
六の一	第二条第六号の一の運転者頭部保護装置	第九十五号第六改訂版
六の二	第二条第六号の二の自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	第九十五号第六改訂版
六の三	第二条第六号の三のボールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	第九十五号第六改訂版
六の四	第二条第六号の四の後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置	第九十五号第六改訂版
六の五	第二条第六号の五の後面衝突時の燃料漏れ防止装置	第九十五号第六改訂版
六の六	第二条第六号の六の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	第九十五号第六改訂版
六の七	第二条第六号の七の車両転覆時の乗員保護装置	第九十五号第六改訂版
七	第二条第七号の外装	第一百五十三号
八	第二条第八号の外装の手荷物積載用部品	第一百五十三号
九	第二条第九号の外装のアンテナ	第一百五十三号
十	第二条第十号の突入防止装置	第一百五十三号
十一	第二条第十一号の突入防止装置及び突入防止装置取付装置	第一百五十三号
十一の二	第二条第十一号の二の前部潜り込み防止装置	第一百五十三号
十一の三	第二条第十一号の三の前部潜り込み防止装置及び前部潜り込み防止装置取付装置	第一百五十三号
十一の四	第二条第十一号の四の内装	第二十一号改訂版
十一の五	第二条第十一号の五の運転者席	第二百二十五号第二改訂版
十一の六	第二条第十一号の六の運転者席	第二百六十七号
十二	第二条第十二号の座席	第二百六十七号
十三	第二条第十二号の二の座席及び頭部後傾抑止装置	第二百六十七号
十三の二	第二条第十三号の座席	第二百六十七号
十三の三	第二条第十三号の二の座席ベルト取付装置	第二百六十七号
第十四号第九改訂版	第二百六十七号	第二百六十七号
第十八号第四改訂版	第二百六十七号	第二百六十七号
第十九号第五改訂版	第二百六十七号	第二百六十七号
第二十号第六改訂版	第二百六十七号	第二百六十七号
第二十一号第七改訂版	第二百六十七号	第二百六十七号
第二十二号第八改訂版	第二百六十七号	第二百六十七号
第二十三号第九改訂版	第二百六十七号	第二百六十七号
第二十四号第十改訂版	第二百六十七号	第二百六十七号
第二十五号第十一改訂版	第二百六十七号	第二百六十七号
第二十六号第十二改訂版	第二百六十七号	第二百六十七号
第二十七号第十三改訂版	第二百六十七号	第二百六十七号
第二十八号第十四改訂版	第二百六十七号	第二百六十七号
第二十九号第十五改訂版	第二百六十七号	第二百六十七号
三十	第二条第三十四号の側方反射器	第二百六十七号

(意見の徵取)

第十一条 国土交通大臣は、法第七十五条の三第六項の規定による指定の取消しをしようとするときは、経済産業大臣の意見を徵するものとする。

第十二条 (指定番号等の告示)

国土交通大臣は、指定（第四条の二第一項の規定による申請に係るもの）又は指定の取消し若しくは指定の効力の停止をしたときは、次の各号に掲げる事項について告示するものとする。

第十三条 削除

（指定番号等の告示）

国土交通大臣は、指定（第四条の二第一項の規定による申請に係るもの）又は

指定の取消し若しくは指定の効力の停止をしたときは、次の各号に掲げる事項について告示するものとする。

（指定の番号）

特定装置の種類、名称及び型式

特定装置を取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲

指定を受けた者の氏名又は名称及び住所

特定装置の名称及び型式

申請者の氏名又は名称

審査結果

（申請書等の記載事項の制限）

第十四条 この省令の規定により申請書その他の書面を国土交通大臣又は機構に提出しようとする者は、当該申請書その他の書面には、国土交通大臣が定めるところにより適切に実施した試験の結果に基づく記載その他の正確な記載をしなければならず、虚偽の記載をしてはならない。

第十五条 法第七十五条の五第二項の規定による特定装置が保安基準に適合するかどうかの審査の結果の通知は、次に掲げる事項を記載した審査結果通知書により行うものとする。

一 特定装置の名称及び型式

二 特定装置を取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲

三 申請者の氏名又は名称

四 審査結果

（申請書等の記載事項の制限）

第十六条 この省令の規定により申請書その他の書面を国土交通大臣又は機構に提出しようとする者は、当該申請書その他の書面には、国土交通大臣が定めるところにより適切に実施した試験の結果に基づく記載その他の正確な記載をしなければならず、虚偽の記載をしてはならない。

施行期日 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十年法律第七十四号）の施行の日（平成十年十一月二十四日）から施行する。

附 則 （平成一二年二月二一日運輸省令第三九号）抄

（施行期日） この省令中、第一条並びに附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から、第三条及び第四条の規定は、平成十二年三月三十一日から、第五条並びに附則第二条及び第三条の規定は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 （平成一二年一月二九日運輸省令第三九号）抄

（施行期日） この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成十三年六月三十日から施行する。

附 則 （平成一三年五月三一日国土交通省令第九四号）抄

（施行期日） この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一三年三月一五日国土交通省令第三八号）抄

（施行期日） この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成一三年五月三一日国土交通省令第九四号）抄

（施行期日） この省令は、平成十三年六月三十日から施行する。

第一条 この省令は、平成十三年六月三十日から施行する。

附 則 （平成一四年七月三日国土交通省令第八四号）抄

（施行期日） この省令は、平成十四年九月一日から施行する。

附 則 （平成一四年一月二〇日国土交通省令第一一七号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一五年七月七日国土交通省令第八一号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一六年四月二三日国土交通省令第六〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一七年四月六日国土交通省令第四九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一七年六月二九日国土交通省令第七二号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一七年一月二一日国土交通省令第一一六号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、平成十八年十月十日から施行する。

附 則 （平成一八年三月三一日国土交通省令第二二号）抄

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成十八年十月十日から施行する。

附 則 （平成一八年一〇月五日国土交通省令第一〇〇号）抄

この省令は、平成十八年十月十日から施行する。

第一条 この省令は、平成十八年十月十日から施行する。

附 則 （平成一八年三月三一日国土交通省令第二二号）抄

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成十八年十月十日から施行する。

附 則 （平成一八年三月三一日国土交通省令第二二号）抄

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成十八年十月十日から施行する。

附 則 （平成一九年一月三〇日国土交通省令第三号）抄

この省令による改正前の装置型式指定規則第五条の表第三十五号の二下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行つた認定は、平成二十三年十月九日までは、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条の表第三十五号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行つた認定とみなす。

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年六月二九日国土交通省令第六八号）抄

1 (施行期日) この省令は、平成十九年六月二十九日から施行する。

2 (経過措置) この省令による改正前の装置型式指定規則第五条の表第十五号下欄に掲げる車両並びに車両へ

（経済措置）
この省令による改正前の装置型式指定規則第五条の表第十五号下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行つた認定は、平成二十四年八月十一日までは、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条の表第十五号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行つた認定とみなす。

する規則に基づき行つた認定（次条に規定するものを除く。）は、平成二十四年七月二十一日までは、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第十二号、第十三号、第十三号の三及び第十三号の四下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行つた認定とみなす。

第三条 旧規則第五条の表第十二号、第十三号、第十三号の三及び第十三号の四下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行つた認定（横向きに備えられた座席又は折り畳むことができる座席を有しない自動車に備える特定装置に係るものに限る。）は、新規則第五条の表第十二号、第十三号、第十三号の三及び第十三号の四下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行つた認定とみなす。

附則（平成二九年一月九日国土交通省令第八七号）

附則（平成二三年一月二八日国土交通省令第七号）

この省令は、平成十九年十一月十日から施行する。
附 則
(平成二〇年一月一日国土交通省令第四号)

この省令は、平成二十年二月三日から施行する。

(施行期日) 附 則(平成二〇年七月七日国土交通省令第五九号)抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中道路運送車両の保安基準第三十三

（経過措置）第14条の見立てによる文部省の表記型別旨定見則（以下「ヨ見則」という。）第一項の表記

第十一号の左欄に記載する車両及び車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な支拂上の要件並びにこれらとの要件に基づいて行われる認定の相互承認

認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行つた認定（次条に規定するものを除く。）は、平成二十二年一月十日までは、第四条の規定による改正後の装

置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第十号及び第十一号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行つた認定とみなす。

第五条 旧規則第五条の表第十一号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行つた認定(特殊な突入防止装置及び突入防止装置取付装置並びに車体のうち突入防止装置及び突入防止装

置取付装置以外の部分と一体の構造となつてゐる突入防止装置及び突入防止装置取付装置に係るものに限る。)は、平成二十四年七月十日までは、新規則第五条の表第十一号下欄に掲げる協定

に附属する規則に基づき行つた認定とみなす。

第六条 旧規則第一五一条の表、第十八号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行つた認定は、平成二十三年三月三十一日以後に開設する「ホーリー・ティンカード・ヨーロッパ」(ヨーロッパ)見利(ヒョウリ)に付属する規則に基づき行つた認定とみなす。

新規貝第五条の表第十八号下欄に掲げる協定に附屬する規則に基^き
行^て二十一年七月二十日までに
付^て川^川〔平成二〇年一〇月五日国土交通省令第八五号〕

この省令は、平成二十年十月十五日から施行する。附則（平成二一年七月一七日国土交通省令第四八号）

(施行期日) 〔三月二十日〕(昭和十八年三月二十日)

第一条 この省令は、平成二十一年七月二十二日から施行する。ただし、第二条中「装置型式指定規則第五条の表の改正規定（「第十七号第七改訂版」を「第十七号第八改訂版」に改める部分、「第

十四号第六次改訂版」を「第十四号第七次改訂版」に改める部分及び「第十六号第五次改訂版」を「第十六号第六次改訂版」に改める部分を除く。）並びに第三号様式の改正規定は、平成二十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条の規定による改正前の装置形式指定規則(以下「旧規則」という。)第五条の表第

十二号、第十三号、第十三号の三及び第十三号の四下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属

第二条の規定による改正後の装置型式指定規則第五条第二項の規定は、装置型式指定規則第五条第一項の表中第五号の装置については、平成二十六年九月三十日（軽自動車に備えるものについては、平成三十年二月二十三日）までは、適用しない。

附 則（平成二十三年六月二三日国土交通省令第四七号）

第一条 この省令は、平成二十三年六月二十三日から施行する。
(経過措置)

第二条 第二条による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第二条第五号の三、第五条第一項の表第五号の三の規定及び第三号様式（新規則第二条第五号の三の感電防止装置に係る部分に限る。）は、平成二十三年八月一日から適用する。

第三条 第二条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条第一項の表第三号の二、第五号の三及び第六号下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における表第三号の二、第五号の三及び第六号下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における

定」という。)に附属する規則に基づき行われた認定は、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第六号の三下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この省令による改正前の装置型式指定規則第五条第一項の表第三号の五及び第十五号下欄に掲げる車両並びにこれらとの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定(以下「協定」という。)に附属する規則に基づき行われた認定は、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第三号の五及び第十五号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。
附 則 (平成二七年六月一五日国土交通省令第四七号)
1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この省令による改正前の装置型式指定規則第五条第一項の表第六号の五及び第十五号下欄に掲げる車両並びにこれらとの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定(以下「協定」という。)に附属する規則に基づき行われた認定は、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第六号の五及び第十五号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。
附 則 (平成二七年一〇月八日国土交通省令第七四号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二八年一月二〇日国土交通省令第一号)
1 (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この省令による改正前の装置型式指定規則第五条第一項の表第六号の三下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定(以下「協定」という。)に附属する規則に基づき行われた認定は、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第六号の三下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。
附 則 (平成二八年三月一日国土交通省令第一四号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成二八年四月一三日国土交通省令第四三号)
この省令は、平成二十八年四月二十日から施行する。
附 則 (平成二八年六月一七日国土交通省令第五〇号)
(施行期日)
1 この省令は、平成二十八年六月十八日から施行する。ただし、第一条中道路運送車両の保安基準第十七条第三項の改正規定、第三条の規定及び第四条中道路運送車両法関係手数料規則別表第二の改正規定(別表第二第十七号の次に五号を加える部分(第十七号の六に係る部分に限る。))は、平成二十八年六月三十日から施行する。
(経過措置)
2 第一条の規定による改正前の装置型式指定規則(以下「旧装置型式指定規則」という。)第五条第一項の表第五号の十一、第五号の十二、第六号の四及び第三十八号下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらとの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定(以下「協定」という。)に附属する規則に基づき行われた認定は、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第五号の五及び第十五号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。
附 則 (平成二八年六月一七日国土交通省令第五一号)
(施行期日)
1 この省令は、平成二十八年六月三十日から施行する。
附 則 (平成二九年六月一五日国土交通省令第三八号) 抄
(施行期日)
1 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
附 則 (平成二九年六月二二日国土交通省令第三九号)
(施行期日)
1 この省令は、平成二十九年六月二十二日から施行する。
(経過措置)
2 第一条の規定による改正前の装置型式指定規則(以下「旧装置型式指定規則」という。)第五条第一項の表第五号の十一、第五号の十二、第六号の四及び第三十八号下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらとの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定(以下「協定」という。)に附属する規則に基づき行われた認定は、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第四号の四、第十三号の四及び第十四号の二下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらとの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定(以下「協定」という。)に附属する規則に基づき行われた認定は、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第四号の四、第十三号の四及び第十四号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。
附 則 (平成二九年九月一四日国土交通省令第五一号)
この省令は、平成二十九年九月十四日から施行する。

附 則 (平成二八年八月三一日国土交通省令第六三号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二八年九月一六日国土交通省令第六四号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二九年二月九日国土交通省令第七号)
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十九年一月九日から施行する。
(経過措置)
第二条 第二条の規定による改正前の装置型式指定規則(以下「旧装置型式指定規則」という。)第五条第一項の表第三号の二、第三号の三及び第十四号の二下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定(以下「協定」という。)に附属する規則に基づき行われた認定は、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則(以下「新装置型式指定規則」という。)第五条第一項の表第五号、第五号の五及び第五号の六下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。
附 則 (平成二九年一〇月七日国土交通省令第七三号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二九年二月九日国土交通省令第七号)
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十九年一月九日から施行する。
(経過措置)
第二条 第二条の規定による改正前の装置型式指定規則(以下「旧装置型式指定規則」という。)第五条第一項の表第五号の二、第三号の三及び第十四号の二下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定(以下「協定」という。)に附属する規則に基づき行われた認定は、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則(以下「新装置型式指定規則」という。)第五条第一項の表第五号、第五号の五及び第五号の六下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。
附 則 (平成二九年一〇月七日国土交通省令第七三号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二九年六月一三日国土交通省令第四三号)
(施行期日)
1 この省令は、平成二九年六月三十日から施行する。
附 則 (平成二九年六月一三日国土交通省令第四三号)
(施行期日)
1 この省令は、平成二九年六月三十日から施行する。
附 則 (平成二九年六月二二日国土交通省令第三九号)
(施行期日)
1 この省令は、平成二九年六月二十二日から施行する。
(経過措置)
2 第二条の規定による改正前の装置型式指定規則(以下「旧装置型式指定規則」という。)第五条第一項の表第五号の四、第十三号の四及び第十四号の二下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらとの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定(以下「協定」という。)に附属する規則に基づき行われた認定は、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則(以下「新装置型式指定規則」という。)第五条第一項の表第五号の四、第十三号の四及び第十四号の二下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらとの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定(以下「協定」という。)に附属する規則に基づき行われた認定は、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則(以下「新装置型式指定規則」という。)第五条第一項の表第五号の四、第十三号の四及び第十四号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。
附 則 (平成二九年九月一四日国土交通省令第五一号)
この省令は、平成二十九年九月十四日から施行する。

(施行期日)

1 この省令は、平成二十九年十月十日から施行する。

(装置型式指定規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（自動命令操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないかじ取装置に係るもの）は、平成三十三年三月三十一日（赤色の光学警報信号を表示することができる自動車に備えるかじ取装置に係る認定については、平成三十五年三月三十一日）までの間は、第一条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（自動命令操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないかじ取装置に係るものに限る。）は、新規則第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則 (平成三十一年二月九日国土交通省令第六号)

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年二月十日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の装置型式指定規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（平成三十一年八月三十一日以前に規則第百十三号改訂版に基づき行われたものに限る。）は、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則 (平成三十一年七月一九日国土交通省令第五九号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(装置型式指定規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第三条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第十三号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（年少者用補助乗車装置取付具に係るもの）を除く。）は、第三条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第十三号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第十三号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（年少者用補助乗車装置取付具に係るものに限る。）は、新規則第五条の表第十四号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則 (平成三十一年七月一二日国土交通省令第七九号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年六月三十日から施行する。ただし、第一条中自動車型式指定規則第三条第二項第九号ロ、第三条の四及び第四条の二の改正規定、第三条の規定並びに第四条の規定は、公布の日から施行する。

(装置型式指定規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（電波障害防止装置を有しないかじ取装置に係るもの）を除く。）は、令和五年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（電波障害防止装置を有しないかじ取装置に係るものに限る。）は、新規則第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（プラスチックライナーを有するガス容器に係る燃料制御保護装置又はガス容器取付装置に係るもの（令和五年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、当分の間、新規則第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

4 旧規則第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（プラスチックライナーを有しないガス容器に係る燃料制御保護装置又はガス容器取付装置に係るものに限る。）は、当分の間、新規則第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則 (平成三十一年一二月二八日国土交通省令第九四号)

(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年一月二日から施行する。ただし、第五条の表の改正規定（同表第五号の十一に係る部分を除く。）は、平成三十年十二月二十九日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第十三号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（平成三十一年八月三十一日以前に行われたものに限り、四席以上連続した座席を有する自動車に備える座席ベルト取付装置（腰用帶部の取付装置の取付位置間隔が三百五十ミリメートル以上である座席ベルト取付装置を除く。次項において、「特定座席ベルト取付装置」という。）に係るものに限る。）は、平成三十七年八月三十一日までは、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第十号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第十四号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（特定座席ベルト取付装置に係るもの）は、新規則第五条の表第十三号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第十四号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（新規則第五条の表第十四号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。）は、新規則第五条の表第十三号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第十四号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（新規則第五条の表第十四号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。）は、新規則第五条の表第十三号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則 (平成三十一年三月一九日国土交通省令第一六号)

(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年四月十五日から施行する。ただし、第一条中装置型式指定規則第四条第二項第八号ロの改正規定及び第二条中共通構造部型式指定規則第三条第二項第七号ロの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和元年五月二八日国土交通省令第八号)

(施行期日)

1 この省令は、令和元年五月二十八日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和二年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定は、令和四年八月三十一日までには、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和二年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定は、令和四年八月三十一日までには、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第十三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和二年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項のうち、専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの（高速道路等において運行しないもの）の認定とみなす。

に限る。)に備える座席ベルト(次項において「特定座席ベルト」という。)以外に係るものは、令和四年八月三十一日までは、新規則第五条の表第十三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

4 旧規則第五条の表第十三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であつて、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るもの及び特定座席ベルトに係るものは、新規則第五条の表第十三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則 (令和元年六月二八日国土交通省令第一〇号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年一〇月一五日国土交通省令第四〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、令和元年十一月十五日から施行する。ただし、第一条中道路運送車両の保安基準第四十七条の改正規定、第三条中装置型式指定規則第五条の表第五号の九、第五号の十及び第五号の十三の改正規定並びに第五条の規定並びに次条第一項及び第二項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の装置型式指定規則(以下「旧規則」という。)第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定(令和七年八月三十一日以前に行われたものに限る。)は、この省令による改正後の装置型式指定規則(以下「新規則」という。)第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第五号の十三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定(令和四年八月三十一日以前に行われたもの又はこの省令による改正に係る事項の認定以外に係るものに限る。)は、新規則第五条の表第五号の十三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第十五号の四、第十五号の五、第十八号から第三十一号の三まで、第三十四号及び第三十五号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定は、新規則第五条の表第十五号の四、第十五号の五、第十八号から第三十一号の三まで、第三十四号及び第三十五号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

4 旧規則第五条の表第七号から第九号まで及び第三十四号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定(令和四年八月三十一日以前に行われたものに限る。)は、新規則第五条の表第七号から第九号まで及び第三十四号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第三十五号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定(令和四年七月六日以前に行われたものに限る。)であつて、この省令による改正に係る事項の認定は、令和六年七月六日までの間は、新規則第五条の表第三十五号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第七号から第九号まで及び第三十四号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定(令和四年八月三十一日以前に行われたものに限る。)は、新規則第五条の表第七号から第九号まで及び第三十四号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

4 旧規則第五条の表第七号から第九号まで及び第三十四号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定(令和四年八月三十一日以前に行われたものに限る。)は、新規則第五条の表第七号から第九号まで及び第三十四号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則 (令和二年一〇月三〇日国土交通省令第八四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(装置型式指定規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に第四条の規定による改正前の装置型式指定規則第七条に規定する指定製作者等である者に対する当該特定装置に係る第四条の規定による改正後の装置型式指定規則第七条の規定の適用については、なお從前の例によることができる。

附 則 (令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号)

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和二年一二月二五日国土交通省令第一〇〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年一月二二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中道路運送車両の保安基準第十八条の改正規定並びに第二条中装置型式指定規則第五条の表第四号の四、第六号及び第六号の二下欄の改正規定並びに次条の規定 令和三年一月三日

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の装置型式指定規則(以下「旧規則」という。)第五条の表第四号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定(令和五年八月三十一日以前に行われたもの又はこの省令による改正に係る事項の認定以外に係るものに限る。)は、この省令による改正後の装置型式指定規則(以下「新規則」という。)第五条の表第四号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第六号及び第六号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定(令和四年七月四日以前に行われたものに限る。)であつて、この省令による改正に係る事項の認定は、令和六年七月四日までの間は、新規則第五条の表第六号及び第六号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の装置型式指定規則(以下「旧規則」という。)第五条の表第四号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定(令和四年法律第十四号) 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和二年十一月二十三日)から施行する。

附 則 (令和二年九月二十五日国土交通省令第七八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

- 一　自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置（新規則第二条第一号の三に規定する一酸化炭素等発散防止装置をいう。次号及び次項において同じ。）
- 二　自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置
- 2 協定に附属する規則第百五十四号（レベル一Aに係る部分を除く。）及び第百五十四号改訂版に基づき行われた認定（次に掲げる装置に係るもの（令和六年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和八年九月三十日までの間は、それぞれ新規則第五条第一項の表第一号の二から第一号の七までの下欄に掲げる第百五十四号第二改訂版（レベル一Aに係る部分を除く。）及び第百五十四号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 一　自動車駆動用燃料消費装置
- 2 軽油以外の燃料を燃料とする自動車に備える自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置
- 3 自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置
- 4 軽油以外の燃料を燃料とする自動車に備える自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置
- 5 自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置
- 6 自動車駆動用電力消費装置
- 3 第一条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条第一項の表第四号の四下欄に掲げる第七十八号第五改訂版に基づき行われた認定（自動命令型制動機能を有する制動装置に係るもの（令和六年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和八年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第四号の四下欄に掲げる第七十八号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 4 旧規則第五条第一項の表第四号の四下欄に掲げる第七十八号第五改訂版に基づき行われた認定（自動命令型制動機能を有しない制動装置に係るものに限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第四号の四下欄に掲げる第七十八号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 5 旧規則第五条第一項の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十二改訂版に基づき行われた認定（貨物の運送の用に供する自動車（車軸の数が四のものであつて、駆動軸が後輪の二の車軸のものであり、かつ、リム径が十九・五インチを超える車輪を備えるものに限る。次項において同じ。）であつて、車両総重量が十二トンを超えるものに備える制動装置に係るもの（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和十年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十三改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 6 旧規則第五条第一項の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十二改訂版に基づき行われた認定（貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が十二トンを超えるものに備える制動装置に係るものに限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十三改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 7 旧規則第五条第一項の表第十四号の三下欄に掲げる第五十三号第三改訂版に基づき行われた認定（後方への回転を防止するための装置を備える年少者用補助乗車装置に係るもの（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和九年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第十四号の三下欄に掲げる第百二十九号第四改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 8 旧規則第五条第一項の表第十四号の三下欄に掲げる第五十三号第三改訂版に基づき行われた認定（後方への回転を防止するための装置を備える年少者用補助乗車装置に係るものに限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第十四号の三下欄に掲げる第五十三号第四改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 9 旧規則第五条第一項の表第三十五号の四下欄に掲げる第五十三号第三改訂版に基づき行われた認定（令和十年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十二年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第三十五号の四下欄に掲げる第五十三号第四改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 10 旧規則第五条第一項の表第四十号下欄に掲げる第百六十九号改訂版に基づき行われた認定（加速度に関する情報を記録することができる事故情報計測・記録装置に係るもの（令和六年八月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和八年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第四十号下欄に掲げる第百六十号第二改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 11 旧規則第五条第一項の表第四十号下欄に掲げる第百六十号改訂版に基づき行われた認定（加速度に関する情報を記録することができる事故情報計測・記録装置に係るものに限る。）は、当分の間は、新規則第五条第一項の表第三十五号の四下欄に掲げる第五十三号第四改訂版に基づき行われた認定とみなす。

- 第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。
- 附 則（令和六年六月一四日国土交通省令第六六号）抄
(施行期日)
この省令は、令和六年六月十五日から施行する。
- 第一条 この省令は、令和六年六月二十日から施行する。
- 附 則（令和六年六月一四日国土交通省令第六六号）抄
(施行期日)
この省令は、令和六年六月二十日から施行する。

- 二 第四条の規定

- （経過措置）

- 第二条 第三条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条第一項の表第五号の十一の二から第五号の十二までの下欄に掲げる第百三十四号改訂版に基づき行われた認定（令和六年六月十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和六年六月二十日から施行する。）

の間、新規則第五条第一項の表第四十号下欄に掲げる第一百六十号第二改訂版に基づき行われた認定とみなす。

第一号様式（装置型式指定申請書）（第四条関係）

第一号様式（装置型式指定申請書）（第四条関係）（平12達令39・令元固文令20・令2固文令98・一部改正）

自動車検査登録印紙
受付番号 (※)
受付年月日 (※)
装置型式指定申請書
国土交通大臣 殿
年 月 日
特定装置の種類
特定装置の名称及び型式
申請者の氏名又は名称 及び住所
主たる製作工場の名称 及び所在地

（日本産業規格 A列4番）

備考

※印の欄は、申請者が記入しないこと。

第一号様式の二（既指定装置型式指定申請書）（第四条の二関係）（平28固文令14・追加、令元固文令20・令2固文令98・一部改正）

自動車検査登録印紙
受付番号 (※)
受付年月日 (※)
既指定装置型式指定申請書
国土交通大臣 殿
年 月 日
指定装置の種類
指定装置の名称及び型式
指定番号
指定製作者等の氏名又は名称及び住所
異なる事項及び異なる事由
備考

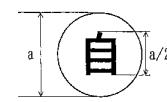
（日本産業規格 A列4番）

備考

※の欄は、申請者が記入しないこと

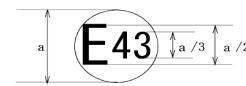
第一号様式の二（既指定装置型式指定申請書）（第四条の二関係）

第二号様式（特別な表示）（第六条関係）



$a = 4$ 以上
(単位: ミリメートル)

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）



(単位: ミリメートル)

特 定 装 置 の 種 類	a
第二条第一号の自動車駆動用出力装置	8以上
第二条第一号の二の自動車駆動用燃料消費装置	
第二条第一号の三の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	
第二条第一号の四の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	
第二条第一号の五の自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	
第二条第一号の六の自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	
第二条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置	
第二条第二号の空気入ゴムタイヤ	9以上
第二条第二号の二の空気入ゴムタイヤ	12以上
第二条第三号の空気入ゴムタイヤ	
第二条第三号の二の空気入ゴムタイヤ	8以上
第二条第三号の三の応急用予備走行装置	
第二条第三号の四のタイヤ空気圧監視装置	
第二条第三号の五の操作装置	
第二条第三号の六の操作装置	
第二条第三号の七のかじ取装置	
第二条第三号の八のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	
第二条第三号の九のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	
第二条第四号の施錠装置	
第二条第四号の二の施錠装置	
第二条第四号の三のイモビライザ	
第二条第四号の四の制動装置	

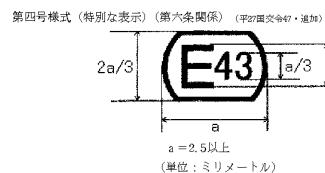
第二条第五号の制動装置	
第二条第五号の二の制動装置	
第二条第五号の三の制動装置	
第二条第五号の四の衝突被害軽減制動制御装置	
第二条第五号の五の衝突被害軽減制動制御装置	
第二条第五号の五の二の衝突被害軽減制動制御装置	
第二条第五号の五の三の衝突被害軽減制動制御装置	
第二条第五号の六の横滑り防止装置	
第二条第五号の七のブレーキシスティシステム	
第二条第五号の八の燃料タンク	
第二条第五号の九の燃料タンク及び燃料タンク取付装置	
第二条第五号の九の二の衝突時の車両火災防止装置	
第二条第五号のガス容器	
第二条第五号の二のガス容器及びガス容器附属品	
第二条第五号の三のガス容器、ガス容器附属品及び燃料制御保護装置	
第二条第五号の四のガス容器及び燃料制御保護装置	6以上
第二条第五号の五のガス容器附属品	8以上
第二条第五号の六のガス容器附属品及び燃料制御保護装置	
第二条第五号の七の燃料制御保護装置	
第二条第五号の八のガス容器取付装置	
第二条第五号の十一のガス容器及びガス容器附属品	
第二条第五号の十二のガス容器附属品	
第二条第五号の十三のガス容器取付装置	
第二条第五号の十四の電波障害防止装置	
第二条第五号の十五のサイバーセキュリティシステム	
第二条第五号の十六のプログラム等改変システム	
第二条第五号の十七の原動機用蓄電池	
第二条第五号の十八の感電防止装置	
第二条第五号の十九のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	
第二条第五号の二十のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	
第二条第五号の二十一のオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	

第二条第五号の二十二のオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置
第二条第六号の自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置
第二条第六号の二の自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置
第二条第六号の三のボールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置
第二条第六号の二の二のボートとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置
第二条第六号の四の後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置
第二条第六号の五の後面衝突時の燃料漏れ防止装置
第二条第六号の六の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置
第二条第六号の七の車両転覆時の乗員保護装置
第二条第七号の内装
第二条第八号の外装の手荷物積載用具品
第二条第九号の外装のアンテナ
第二条第十号の突入防止装置
第二条第十一号の突入防止装置及び突入防止装置取付装置
第二条第十一号の二の前部潜り込み防止装置
第二条第十一号の三の前部潜り込み防止装置及び前部潜り込み防止装置取付装置
第二条第十一号の四の内装
第二条第十一号の五の運転者席
第二条第十一号の六の運転者席
第二条第十二号の座席
第二条第十二号の二の座席及び頭部後傾抑止装置
第二条第十三号の座席
第二条第十三号の二の座席ベルト取付装置
第二条第十三号の三の座席ベルト
第二条第十四号の頭部後傾抑止装置
第二条第十四号の年少者用補助乗車装置取付具
第二条第十五号の年少者用補助乗車装置
第二条第十五号の二の年少者用補助乗車装置

第二条第十六号の乗降口の扉の開放防止装置	
第二条第十六号の二の窓ガラス	
第二条第十七号の騒音防止装置	
第二条第十八号の二のディフィートストラテジー防止装置	
第二条第十九号の前照灯	8以上(ただし、プラスチック製レンズを備えたものにあつては、5以上)
第二条第十九号の二の前照灯	
第二条第二十号の前照灯洗浄器	5以上
第二条第二十一号の前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置	
第二条第二十二号の前部霧灯	
第二条第二十二号の二の側方照射灯	
第二条第二十三号の車幅灯	
第二条第二十四号の尾灯	
第二条第二十五号の制動灯	
第二条第二十六号の補助制動灯	
第二条第二十七号の前部上側端灯	
第二条第二十八号の後部上側端灯	
第二条第二十八号の二の昼間走行灯	
第二条第二十九号の側方灯	
第二条第二十九号の二の番号灯	
第二条第三十号の後部霧灯	
第二条第三十一号の駐車灯	
第二条第三十二号の後退灯	
第二条第三十二号の二の低速走行時側方照射灯	
第二条第三十三号の前部反射器	4以上
第二条第三十四号の側方反射器	
第二条第三十五号の後部反射器	
第二条第三十六号の大型後部反射器	5以上
第二条第三十六号の二の再帰反射材	8以上
第二条第三十七号の警音器の警報音発生装置	
第二条第三十八号の警音器	
第二条第四十号の停止表示器材	
第二条第四十号の二の盗難発生警報装置	
第二条第四十号の三の車線逸脱警報装置	
第二条第四十号の四の車両接近通報装置	
第二条第四十号の六の側方衝突警報装置	

第二条第四十号の七の車両後退通報装置の通報音発生装置	4以上
第二条第四十号の八の車両後退通報装置	
第二条第四十一号の方向指示器	5以上
第二条第四十一号の三の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	8以上
第二条第四十一号の四の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	
第二条第四十二号の後写鏡等	5以上(ただし、ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室(道路運送車両の保安基準第四十四条第二項に規定する車室をいう。)を有しないものに備えるものにあつては、8以上)
第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	
第二条第四十三号の二の直前直左右確認装置	5以上
第二条第四十三号の三の直前直左右確認装置及び直前直左右確認装置取付装置	
第二条第四十四号の後退時車両直後確認装置	
第二条第四十五号の速度計及び走行距離計	
第二条第四十六号の事故情報計測・記録装置	
第二条第四十七号の事故情報計測・記録装置	
第二条第四十八号の自動運行装置	8以上

第四号様式
(特別な表示)
(第六条関係)



第五号様式
(指定装置製作等廃止届) (第八条関係)
(第八条関係)

第五号様式(指定装置製作等廃止届)(第八条関係) (平12年交令29・一部改正、平27年交令47・旧第四号様式挿下、令元年交令20・令2年交令98・一部改正)

指 定 装 置 製 作 等 廃 止 届	
国土交通大臣 殿	年 月 日
指定装置の種類	
指定装置の名称及び型式	
指定番号	
届出者の氏名又は名称 及び住所	
製作等廃止事由	
製作等廃止年月日	
備 考	

(日本産業規格 A4 4 番)